

多様な集団活動事業の利用支援制度について

国の補助制度である「多様な集団活動事業の利用支援制度」を市町村において実施するに当たり、子ども・子育て関係の審議会などの合議制の機関で市町村の定める基準を審議し、子ども・子育て支援事業計画に位置付ける必要がありますので、子ども・子育て会議に諮るものです。

1 多様な集団活動

保育所や認定こども園とは異なり、幼児教育・保育の無償化（保育料や授業料の無償化）の対象となっていない、地域における子ども・子育て支援の集団活動で、園舎を持たず公園等で自然体験活動等を実施するものや外国人学校の附属幼稚園などがあります。

2 利用支援制度の概要

小学校就学前の子どもを対象とした、このような集団活動は、保護者などの様々なニーズに対応し、地域における子ども・子育て支援において一定の役割を果たすものと考えられます。

このことから、市町村の定める基準に適合した集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、利用料の一部を補助する利用支援制度が、国の地域子ども・子育て支援事業（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）に位置付けられ、市町村の判断で実施できるものとされています。

3 刈谷市の方針

対象となる集団活動について、国が示す基準に対し市独自の上乗せや追加の基準を設定し、屋外活動等の継続的な安全性の確保を図りながら、令和7年度から利用支援制度を実施することを予定しています。

4 刈谷市独自の基準

国が示す基準に対し、活動の従事者数・資格、緊急事態対応訓練、子どもの人権擁護・虐待防止等、損害等に対する補償、子どもの所在確認などについて、市独自の上乗せや追加の基準を設けます。

【別紙1参照_下線部が市独自部分】

5 補助内容

保護者が負担した対象となる集団活動の利用料につき、
満3歳以上の対象幼児（※）1人当たり 月額上限20,000円

※概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用